

日 銀 業 第 6 1 1 号
2 0 2 1 年 1 1 月 2 9 日

下位機関に非単独間接参加者
取扱機関を有する参加者取扱機関
取 り ま と め 参 加 者 御中

日 本 銀 行

個人向け国債の事務取扱い等に関する明細書の押印の不要化および提出方法の一部変更（電子メールによる提出）について

日本銀行では、[「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正等に関する件](#)（2021年11月29日付日銀業第609号）および[「国債の募集取扱発行の事務取扱いに関する細則」の一部改正等に関する件](#)（2021年11月29日付日銀業第610号）（以下「改正通知」といいます。）によりご連絡しましたとおり、次の書類について、押印の不要化および提出方法の一部変更（電子メールによる提出）を行いました。

- ①「国債応募金額内訳明細書」（「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」（以下「個人国細則」といいます。）[参考2] 1. および「国債の募集取扱発行の事務取扱いに関する細則」[参考] 1.）
- ②「国債売渡申込明細書（個人向け国債中途換金用）」（個人国細則[参考2] 7.）
- ③「個人向け国債払込不履行内訳明細書」（個人国細則 [参考2] 8.）

貴方におかれましては、2021年12月6日以後に提出していただく上記①から③までの書類について、下記のとおり取扱っていただきますよう、お願いします。

記

1. 押印の不要化

- 金融機関等（名）欄への代表者または代理者の役職名・氏名の記載および押印欄への届出印の押なつまたは署名を不要とします。金融機関等（名）欄には金融機関等名のみを記載のうえ、ご提出ください。
- 改正通知による改正後も、当分の間、改正前の書式を補正せずに使用することが可能です。ただし、押印欄への届出印の押なつまたは署名は要しないものとします（改正通知の経過措置をご参照ください）。

2. 提出方法の一部変更（電子メールによる提出）

（1）提出方法

- 日本銀行金融ネットワークシステムにより応募金額の報告および国債売渡の申込みを行う場合における提出方法は、貴方の個人向け国債取扱店および募集取扱発行事務取扱店が日本銀行支店である場合を含め、原則として日本銀行業務局への電子メールとします。電子メールによる提出に支障がある場合には、後掲の照会先までご連絡ください。

（2）電子メールの件名およびファイル名

- 電子メールによる提出を行う場合には、提出書類に応じ、電子メールの件名およびファイル名は、次表のとおりとしてください。なお、本文の記入は不要です。

書類	電子メールの件名	ファイル名
①	【応募明細】 ○○銀行 ^(注1)	(個人向け国債関係事務分) 【個人国応募明細】 1234 ^(注2) ○○銀行 ^(注1) yyyymmdd ^(注3) (募集取扱発行関係事務分) 【募集国応募明細】 1234 ^(注2) ○○銀行 ^(注1) yyyymmdd ^(注3)
②	【売渡明細】 ○○銀行 ^(注1)	【売渡明細】 1234 ^(注2) ○○銀行 ^(注1) yyyymmdd ^(注3)
③	【不履行明細】 ○○銀行 ^(注1)	【不履行明細】 1234 ^(注2) ○○銀行 ^(注1) yyyymmdd ^(注3)

(注1) 金融機関等名としてください。

(注2) 金融機関等コードとしてください。

(注3) 提出日付としてください。

(3) 提出先の電子メールアドレス

- 提出先の電子メールアドレスは次表のとおりです。提出書類に応じ、電子メールアドレスが異なりますので、ご注意ください。

書類	電子メールアドレス
①	post.od19@boj.or.jp (日本銀行業務局国債業務課国債業務グループ)
②	post.od11@boj.or.jp (日本銀行業務局営業業務課営業業務グループ)
③	

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)
小川 (内線 : 6148) 、上山 (内線 : 6073)

以 上